

平成25年6月定例会 特別委員長報告

東日本大震災復興復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復興復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、総務分科会、文教福祉分科会、建設水道分科会で行いました調査の経過並びに結果につきまして、ご報告いたします。

はじめに、総務分科会において行いました「除染事業の迅速化（主として住宅除染）について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

総務分科会におきましては、本市が直面する重要課題の一つであり、市民の生活に直結し身近な問題である住宅除染を中心に、本市の除染実施計画である「福島市ふるさと除染実施計画」に対し遅れが見受けられることから、一日も早い市民の不安解消を目的に「除染事業の迅速化（主として住宅除染）について」を調査事項と決定いたしました。

調査事項の決定にあたっては、委員間での協議とともに、市内小倉寺、南向台の住宅除染現場や大波地区の仮置き場等の現地調査も含めた「福島市ふるさと除染実施計画」の進捗状況の確認調査を実施し、その結果も踏まえ、平成24年11月9日より計15回の分科会を開催いたしました。

その内容としては、市当局からの説明を聴取するとともに、参考人として、国の機関である環境省福島環境再生事務所から所長の大村卓氏^{おおむらたかし}、市町村除染・廃棄物対策室長の草川祐介氏^{くさかわゆうすけ}、市町村除染・廃棄物対策室除染推進市街地担当専門官^{かとうてつお}の加藤徹夫氏の3名と、本市住宅除染の監理業務を受託している団体の1つである一般社団法人福島県測量設計業協会県北支部から支部長の児玉史朗氏^{こだましろう}、除染部会長の金田秀一氏^{かねだしゅういち}の2名を招致し、また、市町村が行う住宅除染において、本市と並ぶ先行実施自治体で、仮置き場の設置が進み、除染についての広報のあり方などに特徴がある福島県伊達市への行政視察を実施するなど詳細な調査を実施いたしました。

その結果、本市の住宅等の除染事業の迅速化を阻害する4つの大きな課題、不足事項があるとの認識に至りました。

1点目として、仮置き場の不足についてであります。

除染事業においては、放射性物質により汚染された土壌等の一時保管場所である仮置き場が必要となりますが、現状ではその設置にかなりの時間を要しております。仮置き場の設置が決まらない場合、除染した汚染土壌等は現場での保管となり、その後、仮置き場が決定した際には、再度の掘り起こし等に時間と手間がかかります。また、住宅除染以外の現場保管が困難な除染に関しては、仮置き場がないことにより、除染自体が進まないことにもなります。これらの課題については、市当局での取り組みはもちろんですが、「放射性物質汚染対処特措法」の趣旨からも、国による一層の対策が必要であります。本市は、県内の汚染状況重点調査地域の中でも、市街地や住宅密集地が多く、仮置き場の設置も容易ではないなどの課題があります。

こうした背景を鑑み、本市仮置き場設置の促進と、ひいては除染事業自体の迅速化を図るため、国に対し、国有地の積極的な提供や中間貯蔵施設の設置を速やかに進めることなどを求めるべきであるとの結論に達しました。

2点目として、マンパワーの不足についてであります。

調査の中で行った参考人招致等でも、除染現場の作業員不足の状況が明らかになりました。本市にお

いては、除染事業の発注を進めておりますが、現場の作業員不足により、事業に十分対応しきれていない状況があります。また、法定受託事務として膨大な除染事業を行うにあたり、その負担は大きく、本市における技術系職員の不足も懸念されます。

こうした課題の解決には、一地方自治体による対応にはおのずと限界があるため、国に対し、除染現場の作業員不足に対する抜本的な解決策の検討と本市等の汚染状況重点調査地域における特殊勤務手当の支給等を含む除染作業の労務単価について、除染特別地域と同一内容となるよう配慮し、他の公共事業への影響にも十分考慮しつつ引き上げを行うこと、また、現在行っている被災自治体への国家公務員の派遣制度についても、技術系の専門職員の派遣や増員等による内容の充実を図るよう求めるべきであるとの結論に達しました。

3点目として、国等の行政機関における認識の不足についてであります。

環境省福島環境再生事務所職員への参考人招致において、国の除染についての考え方等を確認しました。現地の実情に応じた判断を迅速に行うため福島環境再生事務所への権限委譲等が示されたことなど、一定の改善は見られましたが、除染に係る新たな技術の導入も迅速ではなく、除染等の措置等に伴う原形復旧措置に係る財源措置に制限があるなど、被災地の現場、市民の意識を十分汲み取った考え方、対応とはいえず、国においては、まだまだ認識が不足しております。

こうしたことから、除染の加速化及び不安解消に向けた対策である除染推進パッケージのさらなる内容の充実等を求めるべきであるとの結論に達しました。

4点目として、東京電力における当事者としての認識の不足についてであります。

個人や事業主において、一日も早い除染を希望し、みずから除染を行う場合もあります。そうした場合、原子力損害賠償紛争審査会においては、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴い、必然的に生じた追加的費用等については、原子力損害として賠償の対象となるとの見解を示しておりますが、東京電力からは、現時点においてこれら費用に係る賠償の方針は示されておらず、速やかな賠償が行われる状況にはありません。

こうしたことから、一日も早い除染を希望する個人や事業主が独自に実施した除染費用について、市民の不安解消と除染進捗への寄与という観点から、市民目線に立った賠償基準により、東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を国に求めるべきであるとの結論に達しました。

これら、4つの大きな課題、不足事項の解決、解消に向けて、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することと決しました。

次に市当局に対して、次のとおり提言をいたします。

1点目として、除染作業に関してであります。

まずは、市当局の取り組みに関する評価についてであります。本市では県内他自治体に先駆けて、平成23年10月に住宅の面的除染が開始されました。その後も、発注件数の状況から、積極的な取り組みがうかがえます。また、除染関係ガイドラインの内容等について、本市の取り組みを踏まえつつ、国等へも積極的に協議を行ってまいりました。具体例を挙げれば、保管容器であるコンクリートボックスについて、本市の強い要望があり、財源措置の対象になったとの話が環境省福島環境再生事務所の大村参考人からもありました。こうした本市の住宅の面的除染についての取り組みは、評価すべきところであります。

一方で、国による除染手法の変更等により、現場レベルでの除染の方針、あるいはマニュアルの変更等があった場合、現場で混乱が生じないような対応が必要であります。現在は、毎週金曜日の工程会議、

隔週月曜日の除染作業に従事する方々との会議等も行っているとのことですが、業者や除染監理員等との緊密な連携に留意する必要があります。また、除染手法等の変更により、同じ除染工区内で、異なる手法を用いたため、市民の誤解が生じた事例もあったとのことですが、こうした場合、少なくとも同一工区単位においては、同じ手法での除染を行うことを徹底すべきであります。

一般社団法人福島県測量設計業協会県北支部の金田参考人からは、担当する地域の除染監理業務において線量計が不足しているとの話がありました。機材の不足により除染の進捗が妨げられることがないよう監理業務のみならず、全体的な除染業務の中で、早急に線量計等の機材の充足を検討すべきであります。また、金田参考人からは、住宅密集地の除染手法について、屋根、壁等の担当分けを行い、分業制での作業が効果的であるとの意見がありました。こうした意見を参考に、より有効な除染作業のマニュアル化を検討すべきであります。

さらに、現在の除染の発注状況が、現場において十分対応できる状況となっているのか、さらなる精査が必要であり、今後においては、現状を踏まえ、発注内容を当該年度内に確実に実施できるよう適切な工程管理について検討すべきであります。

また、環境省福島環境再生事務所の大村参考人からは、除染の加速化という観点から、国と東京電力で協議し、東京電力の福島復興本社において、市町村の除染に関し、技術的な指導を可能とする協力体制を構築したとの話がありました。本市において必要性があれば、その活用を検討すべきであります。

2点目として、仮置き場等放射性物質により汚染された土壌等の保管についてであります。

仮置き場の設置にあたっては、さらなる市民の理解を求めるため、課題を整理し、繰り返し丁寧な説明機会を設けることが肝要です。一般社団法人福島県測量設計業協会県北支部の児玉参考人からも説明機会の必要性について言及がありました。また、行政視察で訪問した伊達市は、本市とは種々状況は異なりますが、仮置き場の設置について成果が上がっておりました。仮置き場の設置について、住民のコンセンサスを得ながらも、設置の加速化を図る対応を検討すべきであります。

また、仮置き場等の用地確保についても、国、県、市の一層の協調が求められます。本市にある国、県の所有する公有地について、仮置き場としての提供を積極的に求め、また、それぞれが設置する仮置き場について、相互に調整を行いながら、効率的な運用を図るよう検討すべきであります。

さらに、環境省福島環境再生事務所の草川参考人からは、公有地等で既に除染を行い、放射性物質により汚染された土壌等の現場保管まで完了したところについて、その周辺の別なところの除染をし、当該敷地に追加で保管する場合も原則的には国の財政措置の対象とできるとの見解が示されました。こうした対応についても、地域の意向を十分に踏まえることを前提に、その活用について検討すべきであります。

3点目として、除染等に係るリスクコミュニケーションについてであります。

まず、市当局の取り組みに関する評価についてであります。調査の過程において、伊達市の取り組みなども参考に、除染に関する広報紙を発行すべきとの意見がありました。その後、放射線対策ニュースが発行され、さらに、第4号では情報量も増加しております。同様に、調査の過程の中で意見のあった市民への情報提供、相談窓口の設置については、平成25年度から、除染情報センターが開設されました。

また、調査の過程で、住宅除染を行った市民に対し、除染作業後の放射線量の測定値をきちんと提示すべきとの意見もありましたが、その後、除染後の放射線量の測定値を速報値として提示していることが確認できました。こうした取り組みは評価できるものであります。

一方で、国における仮置き場設置の推進を目的としたガンマカメラによるリスクコミュニケーション支援事業や専門家派遣等の事業の活用について、除染に対する市民の理解が十分に得られるよう積極的な導入を検討すべきであります。

また、除染関係の広報についてであります。放射線対策ニュースについては一層の内容充実に努めること、除染情報センターの運営においては市民の相談受付機能を強化すること、さらに国等の機関との連携という観点から、除染情報プラザとの連携を強化し、市民への情報提供の充実に努めることも必要であります。こうした対応の実施について検討すべきであります。

さらに、地域除染等対策委員会に関してであります。地域除染等対策委員会と本市との関わりは、地元の支所が中心となっております。こうした状況に対し、放射線関係の専門部門の職員が一層関与することが必要であり、また、地域除染等対策委員会の活動状況を地元住民へ十分に伝達することや、その伝達手段が適切なのかどうかの検証も必要であります。地域除染等対策委員会の活動状況を地域住民へ適切に伝達する広報手段の充実策を検討すべきであります。

最後に、除染事業の迅速化について、今回提言申し上げた内容の早期の実現を希望するものであります。

次に、文教福祉分科会において行いました「災害時要援護者支援について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

文教福祉分科会におきましては、東日本大震災当時の災害時要援護者の避難状況や支援体制について調査し、その経験を生かした今後の対応策を検討するため、「災害時要援護者支援について」を調査項目に決定し、平成 24 年 8 月 21 日より計 18 回の分科会を開催いたしました。

市当局から詳細な説明を聴取するとともに、参考人として第二方部民生委員協議会会長 ^{かねこさちこ}金子祥子氏、信夫方部民生委員協議会会長 ^{ながおかずえい}長尾和榮氏、特別養護老人ホーム陽光園園長 ^{おの まきのぶ}小野雅信氏、障害者支援施設けやきの村園長 ^{ふなやましんご}舟山信悟氏、渡利地域包括支援センター所長 ^{あらきたけお}荒木健夫氏、清明・吉井田地域包括支援センター社会福祉士 ^{おおなみ ゆ き}大波由希氏、清水西地域包括支援センター社会福祉士 ^{かんのまこと}菅野誠氏を招致いたしました。また、大阪府豊中市、静岡県熱海市、千葉県野田市へ行政視察を行い、さらに福島市社会福祉協議会等への委員独自の聞き取り調査など、詳細な調査を実施いたしました。

本市においては、国が平成 17 年 3 月に策定した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、その避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにした福島市災害時要援護者避難支援プラン全体計画を平成 21 年に策定し、平成 22 年 8 月には福島市災害時要援護者避難支援連絡協議会を設置しました。

その後、各地域における支援体制を協議する各地域災害時要援護者避難支援協議会を設置し、地域で支え合うネットワークづくりの構築を目指しておりますが、地域により取り組み内容にばらつきがある中で、避難支援プラン（個別計画）の整備はなかなか進んでおりません。

その要因としては、地域における制度の認知が不十分なことや地域支援者の確保が難しいことなどがあります。また、災害時要援護者の台帳や名簿等には、障害の内容等個人情報が多く含まれるため、その取り扱いに苦慮している状況が参考人招致及び行政視察による調査において明らかになりました。

また、本市では福祉避難所の設置について、現在 45 カ所の社会福祉施設等と協定を結んでおりますが、災害発生時に十分に機能するためには平時の訓練が必要であること、燃料や介護する職員等の確保が重要であることなど、福祉避難所の整備について参考人からご意見をいただいたところです。

国は、市町村に対し災害時要援護者の名簿作成を義務付けるほか、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改定する方針を示しておりますが、これまでの調査の結果から、東日本大震災の経験を生かし災害時要援護者の安全を確保するためには、市町村が円滑に災害時要援護者避難支援体制の整備を図る上で必要な措置を国に求めるべきであるとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することと決しました。

市当局に対しては、次の4点について提言をいたします。

1点目として、避難支援プラン（個別計画）の整備についてであります。

本市では支所単位を基本として各地域災害時要援護者避難支援協議会を設置しておりますが、進捗状況について地域間の格差をなくし、災害発生時に機能する避難支援プランの早急な整備が必要です。避難支援プランの策定については、全国的にみると個人情報保護や地域支援者の確保が課題となっておりますが、本市は他市と比べると比較的順調に進んでおります。しかし、災害時の避難支援を一層円滑に実施するためには、避難支援プランを早急に整備すべきであり、そのためには、まず、広く制度を周知し、地域支援者をふやすことが重要であります。また、災害発生時に適切な避難支援、安否確認を行っていくためには、守秘義務を明確にした上で災害時要援護者の台帳や名簿を活用できる体制の整備について検討すべきであります。さらに、行政視察における野田市の例にありましたように、要援護者でありながら登録を希望しない方に対する支援として、市独自の未登録者台帳を作成するなど、災害発生時には情報が届くような体制の整備も検討すべきであります。

2点目として、想定外の災害を意識した福祉避難所設置運営等の訓練の実施についてであります。

福島市で作成している福島市災害時要援護者地域避難支援マニュアルをより実効性のあるものにするためには、町内会や福祉施設等に対し、情報伝達や避難支援も含めた訓練の実施について積極的に働きかけることが重要であります。福祉避難所が設置されても、実際に訓練をしていないと十分に機能するかどうか、課題も明確になりません。災害発生時にスムーズな設置運営が行えるよう、障害者団体等の関係団体との連携を強化しながら、実際に災害時要援護者の台帳等を活用し、要援護者も交えた避難所設置運営訓練の実施を検討すべきであります。

3点目として、福祉避難所の充実及び民間事業者との協力体制についてであります。

福祉避難所が果たす役割は重要であり、特に障害者については、本市が協定を締結した45カ所以外にも、障害特性に応じたスペースが確保されており、対応に習熟している職員がいる障害者の通所施設や特別支援学校等も福祉避難所として設置できるよう協定を締結するなど、福祉避難所の充実が図られるよう検討すべきであります。また、災害発生時には、現在協定を締結している民間事業所のほか、参考人からも指摘があった暖房等に必要な燃料やガス、飲料水等の供給協力体制の確保について、今後さらに検討すべきであります。

4点目として、平時からの地域におけるネットワークづくりについてであります。

災害時要援護者支援については要援護者と地域支援者との信頼関係が不可欠です。各地域災害時要援護者避難支援協議会は、地域の自主防災組織、町内会、消防団、民生委員、社会福祉協議会等が構成員になっており、地域における情報の共有と連携が、よりよい地域コミュニティの構築につながるものと考えます。災害発生時に頼りになるのは、やはり地域の力です。日頃からの声かけによる安否確認、情報収集、日常生活における支援も含めた共助体制の整備を検討すべきであります。

最後に、東日本大震災の教訓を生かした災害時要援護者避難支援体制のさらなる充実を望むものであります。

次に、建設水道分科会において行いました、「下水汚泥の減容化と一時保管について」及び「市道の効果的な除染方法について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

建設水道分科会におきましては、「下水汚泥の減容化と一時保管について」及び「市道の効果的な除染方法について」の調査のうち、既に終了した事項について、平成 24 年 3 月定例会及び平成 24 年 9 月定例会において報告をいたしました。

その後、それぞれの調査項目について市当局から詳細な説明を聴取するとともに、「下水汚泥の減容化と一時保管について」は、下水汚泥の減容化を中心とした計 11 回の調査と、堀河町終末処理場及び汚泥減容化施設へ 2 度の現地調査を行いました。また、「市道の効果的な除染方法について」は、効果の高い除染方法を中心とした計 9 回の調査と、南相馬市へ行政視察を行うなど、詳細な調査を実施いたしました。

はじめに、「下水汚泥の減容化と一時保管について」であります。

放射性物質の検出により最終処分ができず、本市の堀河町終末処理場内に一時保管していた下水汚泥については、国が同場内に建設を進めていた汚泥減容化施設が完成し、本年 4 月 6 日から乾燥処理による減容化を図っております。

国は、これまで場内に一時保管していた下水汚泥について、平成 25 年度末までに減容化を完了させるとしており、それ以降に発生する下水汚泥は、放射性物質汚染対処特措法に定める最終処分が可能とされる基準を満たすことが見込まれるとして、減容化等の対策が示されておられません。

しかしながら、放射性物質に対する不安から、その受け入れ先は無いに等しく、下水汚泥は引き続き場内で一時保管する以外に方法がないため、場内の一時保管場所の容量が限界に達することは明らかであります。

このことから、これまで場内に一時保管していた下水汚泥だけではなく、新たに発生する下水汚泥の処理、場内での一時保管及び場外への搬出について、すべて国が継続して対応していくことを求めるべきとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することと決しました。

次に、「市道の効果的な除染方法について」の調査から、市当局に対して次のとおり提言いたします。

1 点目として、新たな除染方法の導入に関してであります。

市道の除染を効果的に行うためには、本市が市道の除染で使用している高圧洗浄よりも、効果が高い除染方法によって行うことが必要であります。

行政視察で訪問した南相馬市では、小型高圧路面洗浄車による道路除染の取り組みを行っており、その中で路面の高圧洗浄と汚染水回収型の除染方法によって、高い除染効果を得ておりました。

また、調査の過程において、国、福島県などによる除染方法に関する実証実験等により、高圧洗浄よりも超高圧洗浄のほうが高い除染効果があると報告されていることから、この超高圧洗浄と、南相馬市で取り入れている汚染水回収型の除染方法が非常に有効であるとの結論に達しました。

汚染水回収型の除染方法は、側溝等へ汚染水の流入を抑えることができるため、側溝等の土砂への放射性物質の移行防止や、周辺住民の除染作業後の汚染水に対する不安解消にも有効であり、また、除染作業によって水しぶき等も飛散しないことから、これまで必要であった汚染水の飛散防止にかかる作業の手間を省けるほか、他の除染方法より比較的交通の妨げとならない作業方法と評価できるものであります。

このことから、超高圧洗浄と汚染水回収型の除染方法の効果を検証するための実証実験を行うとともに

に、その効果により市道の除染における導入の必要性を検討すべきであります。

2 点目として、除染方法の選択に関してであります。

市道の除染においては、車道と歩道のように、それぞれ道幅や舗装面の材質、側溝の形状、周辺状況等が除染する場所ごとに異なっているため、市道すべての部分において同じ方法により除染することは、必ずしも効果的ではありません。

よって、除染方法それぞれの特性を理解した上で、除染する場所の面積や交通量、作業速度、除染機器の大きさ等を総合的に勘案し、その場所ごとに適した方法を選択しながら除染を進めることが重要であります。

このことから、除染する場所ごとに様々な除染方法の選択が可能となるよう、今般公表された環境省の除染関係ガイドライン第2版で新たに認められた除染方法も含めた実証実験を行い、市道の除染における効果について検証を求めるものであります。

3 点目として、除染作業の効率化に関してであります。

除染効果の高い方法は、市道の線量を低減させるために有効ではありますが、認定総延長が約 3,000 キロに及ぶ市道を除染するためには、非常に多くの時間と労力を要するため、福島市ふるさと除染実施計画において示している通学路等優先すべき道路を早急に除染しなければならない状況において、除染作業の効率化は重要であります。

よって、今後の除染作業のスピードアップを図る必要があり、そのためには放射性物質が市道のどの部分に付着しているのか可視化した上で、線量が高い汚染箇所を特定し、集中的に除染することが不可欠であります。

この点において、路面等を撮影することで線量の可視化ができるガンマカメラは、非常に有効であり、線量の可視化により判明した汚染箇所を集中的に除染することによって、作業時間が短縮される上、作業の見落としを防ぐことができます。除染作業の効率化を図ることができれば、作業に費やす経費を大きく削減できるだけでなく、作業により生じる廃棄物の大幅な抑制にもつながるなど、様々な効果が期待されるところであります。

また、線量の可視化は、除染作業の効率化という観点だけではなく、作業後の線量の高低を市民に視覚的に訴えることによって、日常生活に欠かすことのできない通学路や生活路における放射線の見えない不安を解消できるという効果も持ち合わせております。

このことから、市道の除染作業の効率化に向けたガンマカメラの有効性を検証するために、まず、国が行っている「リスクコミュニケーション支援事業」によるガンマカメラの貸出制度等を利用し、その実証実験を行うことを求めるものであります。

以上、総務分科会、文教福祉分科会、建設水道分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これらの調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し添えまして、特別委員長報告といたします。